

保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令等の一部を改正する省令新旧対照表

一 保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十九号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第一条 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号。以下「法」という。）第七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 （省 略）</p> <p>四 当該法人の登記事項証明書</p> <p>五及び六 （省 略）</p>	<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一～三 同 上</p> <p>四 当該法人の法人登記簿の謄本</p> <p>五及び六 同 上</p>